

**開発行為許可を受けた方は、工事の期間中施工地区内の見やすい場所に、下記の標識を作成して設置してください。**

愛知県都市計画法施行細則

(標識の設置)

**第 26 条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式による標識を、工事の期間中当該施工地区の見やすい場所に設置しておかなければならない。

一 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けた者 様式第 18

様式第 18 (第 26 条関係)

都 市 計 画 法 に 基 づ く 開 発 許 可 済	
開発許可年月日 及び許可番号	平成 年 月 日 令尾建第 - 号
許 可 権 者	愛知県知事 氏名
開発区域に含ま れる地域の名称	愛知郡東郷町
許可を受けた者 の住所及び氏名(名称 及び代表者氏名)	
工事施工者の住所 及び氏名(名称及び代 表者氏名)	
工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

備考

- 1 自己の居住又は業務の用に供する場合は、縦 25cm 以上、横 35cm 以上とすること。
- 2 1 以外の場合は、縦 80cm 以上、横 120cm 以上とすること。